

いばらき

雇用ニュース

第366号

10

2012



「竜神峡（常陸太田市）」いばらきフォトダウンロード

10月が高年齢者雇用支援月間です！

おもな内容
CONTENTS

県内の雇用情勢について.....	2
10月が高年齢者雇用支援月間です	3
障害者虐待防止法が施行されました.....	4・5
高年齢者雇用安定法の改正について.....	6
最低賃金が699円に改正されました	7
茨城県雇用関係主要指標.....	8

茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス

<http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

有効求人倍率 0.82 倍「雇用情勢は、緩やかな改善の動きがみられるものの、依然として厳しい状況にある」

— 有効求人数(原数値)は 28 か月連続の増加 —

1 概況

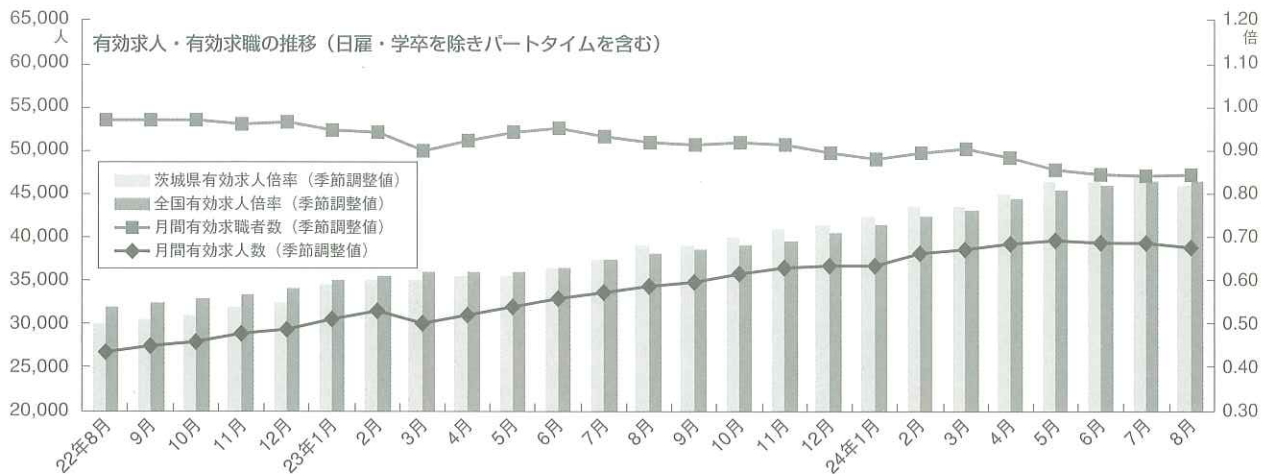
8月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は15,182人で前年同月に比較して11.1%増と30か月連続して増加となりました。雇用形態別では、一般常用は同6.8%の増加となり、パートタイムは同24.7%の増加となりました。

新規求職者数は11,076人で前年同月比11.3%の減少となりました。雇用形態別では、一般は同9.3%の減少となり、パートタイムは同16.1%の減少となりました。また、パートを含む常用求職者の若年求職者(34歳以下)は同12.4%の減少となり、高齢求職者(60歳以上)は同9.3%の減少となりました。

有効求人数(原数値)は37,917人で、前年同月比で13.1%増と28か月連続で増加となりました。

一方、有効求職者数(原数値)は47,660人で同7.5%減と28か月連続の減少となりました。

また、求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は、0.82倍(季節調整値)と前月を0.02ポイント下回りました。なお、原数値は0.80倍と前年同月を0.15ポイント上回りました。



平成23年12月以前の数値は新季節指数により改訂されています。

2 新規求人の動き

新規求人数は15,182人となり、前年同月と比較すると11.1%増加となりました。

産業別にみると、生活関連サービス業、娯楽業(前年同月比75.9%増)、情報通信業(同37.4%増)、運輸業・郵便業(同32.3%増)、宿泊業、飲食サービス業(同28.6%増)、卸売業、小売業(同27.6%増)、サービス業(同12.1%増)などで増加しましたが、製造業(同6.2%減)、建設業(同3.4%減)などで減少しました。

規模別で見ると29人以下(前年同月比22.1%増)、30～99人(同4.6%増)、300～499人(同0.3%増)では増加しましたが、100～299人(同6.8%減)、500人以上(同46.3%減)では減少となりました。

雇用形態別では、一般常用求人は前年同月と比較すると6.8%増と30か月連続で増加し、パートタイム求人も同24.7%増と16か月連続で増加となりました。

4 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務で見ると、受給資格決定件数は2,573件で、前年同月と比較し4.5%減と6か月連続の減少となりました。また、新規求職者数に占める割合は23.2%と、前年同月(21.6%)を1.6ポイント上回りました。

雇用保険受給者実人員は11,785人と、前年同月比で10.7%減と15か月連続の減少となりました。

雇用保険被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者は626人で、資格喪失者の割合では7.3%(前年同月6.7%)となり、事業主都合離職者数では前年同月比16.4%増と5か月ぶりの増加となりました。

3 新規求職の動き

新規求職者数は11,076人となり、前年同月比で11.3%減と5か月連続の減少となりました。

雇用形態別の割合では、一般求職者は72.8%(前年同月71.2%)と1.6ポイント上回り、数では前年同月比で9.3%減と5か月連続の減少となりました。一方、パートタイム求職者は、割合で27.2%(前年同月28.8%)と1.6ポイント下回り、数では同16.1%減と5か月連続の減少となりました。

また、パートタイムを含む常用求職者で見ると、新規求職者数のうち、34歳以下の若年者の占める割合は40.9%(前年同月41.5%)と0.6ポイント下回り数では前年同月比で12.4%の減少となりました。

同じく、パートタイムを含む常用新規求職者のうち、60歳以上の高齢者の占める割合は12.2%となり、前年同月(12.0%)を0.2ポイント上回り、数では前年同月比で9.3%の減少となりました。

10月は「高齢者雇用支援月間」です

～年齢にかかわらず働ける社会を目指して～

10月は「高齢者雇用支援月間」です。事業主のみならず、広く国民の皆様に対して高齢者の雇用問題についての理解と協力を要請するため、厚生労働省では、関係機関と協力して、さまざまな啓発活動を展開しています。そのひとつに高齢者雇用の重要性について、国民や企業などの理解促進と、高齢者に意欲と能力がある限り働き続けられる職場のアイデア普及を目的としている「高齢者雇用開発コンテスト」を開催し、入賞企業40社が決定しました。

これら入賞企業のうち厚生労働大臣表彰最優秀賞等の下記企業については、10月5日に東京都内で開催された「平成24年度 高齢者雇用開発フォーラム」において表彰式が行われました。また、同フォーラムでは、「70歳いきいき企業ワークショップ」を開催し、70歳雇用を実現している先進企業からの事例発表が行われました。

<厚生労働大臣表彰最優秀賞>

◆ 医療法人社団 前友会 前田産婦人科（千葉県）

- ・地域のお産を支える産婦人科医院において、制度面の改善、能力開発支援、健康管理支援など総合的に高齢者雇用に取り組むことにより、職員の定着率向上、人出不足解消を図り、高齢者の能力を生かした職場作りを推進

<厚生労働大臣表彰優秀賞>

◆ 株式会社曾我部鐵工所（愛媛県）

- ・新工場建設により、高齢従業員の体力負担を軽減した高齢者が働きやすい職場環境を実現

◆ 社会福祉法人 宗像福祉会（福岡県）

- ・介護分野において、人事制度などのソフト面、作業設備の導入などのハード面の見直しにより、高齢者の経験、能力を活用

独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構における 高齢者雇用支援サービスのご案内



○高齢者雇用アドバイザーが高齢雇用の条件整備をお手伝いします

- ・高齢者の継続雇用に必要な雇用環境の整備に関する相談・助言サービス（無料）
- ・高齢者の雇用環境等の改善のための具体的な解決策を作成し提案します（費用の1/2～2/3を機構が負担）
- ・企業診断システムで高齢者を活用するための課題を見つけ出し、その解決策についてアドバイスします（無料）

○企業の高齢者雇用事例を紹介しています

- ・70歳雇用を実現している先進企業の実例について、制度の概要、高齢者雇用の考え方、70歳代従業員の就業状況を「70歳いきいき企業100選」で紹介しています（無料）

○高齢者雇用に関する各種給付金のご案内

- ・**中小企業定年引き上げ等奨励金**～中小企業の事業主が、就業規則等により、65歳以上への定年の引き上げ、定年の定め廃止、又は70歳以上までの継続雇用制度を実施した場合に、導入した制度に応じて奨励金を支給します。
- ・**高齢者職域拡大等助成金**～事業主が、高齢者の意欲と能力を活かすため、希望者全員が65歳以上まで働くことができる制度の導入、又は70歳以上まで働くことができる制度の導入にあわせて、高齢者の雇用管理制度の構築や高齢者の職域拡大に取り組み、高齢者がいきいきと働ける職場を実施した場合に支給します。
- ・**高齢者労働移動受入企業助成金**～定年を控えた高齢者で、その知識や経験等を活かすことができる他の企業への雇用を希望する者を、職業紹介事業者の紹介により失業を経ることなく雇い入れる事業主に対して支給します。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（URL：<http://www.jeed.or.jp/>）

使用者による障害者虐待をなくそう

—すべての人が安心して働き続けられる職場にするために—

平成 24 年 10 月 1 日に障害者虐待防止法が施行されました

障害者虐待の防止や養護者に対する支援などの施策を促進することで、障害者の権利利益の擁護に資することを目的とした「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が、平成 24 年 10 月 1 日から施行されました。この法律は、障害者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや、障害者を現に養護する人（養護者）に対して支援措置を講じることなどを定めたものです。

「使用者による障害者虐待」とは

法律では、「養護者による障害者虐待」・「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」・「使用者による障害者虐待」の 3 つについて、それぞれの防止等を規定していますが、ここでは、「使用者による障害者虐待」を説明します。

「使用者」とは、障害者を雇用する事業主または事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者（工場長、労務管理者、人事担当者など）をいいます。使用者が事業所で雇用する障害者について行う下記のような行為を「使用者による障害者虐待」と定義しています。

障害者虐待の具体例

- 1 身体的虐待** ～たたく、つねる、なぐる、熱湯を飲ませる、異物を食べさせる、監禁する、危険・有害な場所での作業を強いるなど。
- 2 性的虐待** ～裸の写真やビデオを撮る、理由もなく不必要に身体に触る、わいせつな画面を配布する、性的暴力をふるう、性的行為を強要するなど。
- 3 心理的虐待** ～脅迫する、怒鳴る、悪口を言う、拒絶的な反応を示す、他の障害者と差別的な扱いをする、意図的に恥をかかせるなど。
- 4 放棄・放任による虐待** ～住み込みで食事を提供することになっているにもかかわらず食事を与えていない、仕事を与えない、意図的に無視する、放置することで健康・安全への配慮を怠るなど。
- 5 経済的虐待** ～障害者であることを理由に賃金を払わない、賃金額が最低賃金に満たない（※）、強制的に通帳を管理する、本人の了解を得ずに現金を引き出すなど。

（※）都道府県労働局長からの最低賃金の減額特例許可を受けている場合については、減額後の最低賃金に満たないとき。

障害者虐待に虐待者、被虐待本人の「自覚」は問いません

虐待が発生している場合、虐待をしている人（虐待者）、虐待を受けている人（被虐待者）に自覚があるとは限りません。虐待者が、「指導・しつけ・教育」の名の下に不適切な行為を続けていることや、被虐待者が、自身の障害の特性から自分のされていることが虐待だと認識していないこともあります。また、長期間にわたって虐待を受けた場合などでは、被虐待者が無力感から諦めてしまっていることもあります。

事業主の責務

障害者虐待防止法では、以下のとおり、事業主の責務が定められています。

1 障害者虐待の防止のための措置

(1) 労働者に対する研修の実施

障害者虐待を防止するためには、障害者の人権についての理解を深め、障害の特性に配慮した接し方や仕事の教え方などを学ぶことが大切です。障害者虐待の防止に向けて、労働者に対する研修を実施する、労務管理担当者を各種研修会へ参加させるなどの取り組みを行いましょう。加えて、職場内に率直に意見交換できるような環境を作ることも重要です。

(2) 障害者や家族からの苦情処理体制の整備

雇用する障害者やその家族からの相談、苦情などに対応するための相談窓口を開設し、その周知を図ることが重要です。

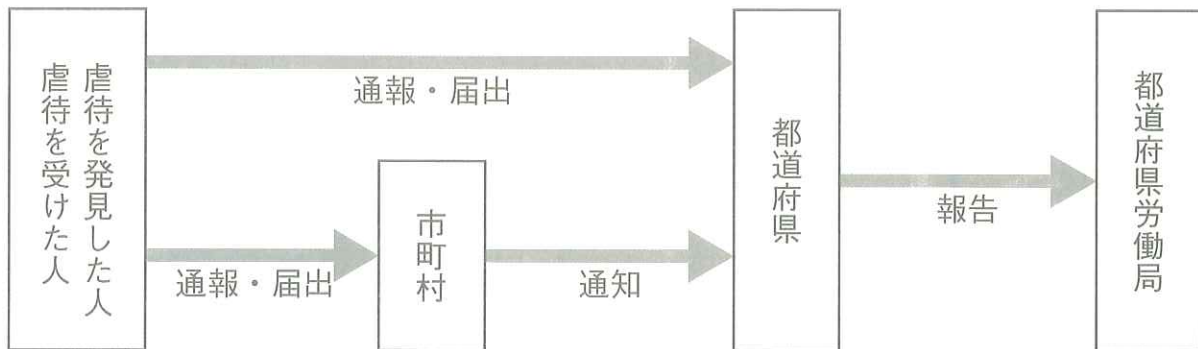
2 不利益取扱いの禁止

事業主は、労働者が通報や届出をしたことを理由に、その労働者に対して、解雇その他不利益な取り扱いをしてはなりません。

■ 使用者による障害者虐待を受けたら届出を、発見したら通報を！

障害者虐待防止法では、虐待の発見者は、市町村または都道府県に通報する義務があり、また、虐待を受けた障害者は届出をすることができます。

使用者による障害者虐待を受けたり、虐待を受けた恐れのある障害者を発見したら、まず、事業所所在地の市町村または都道府県の障害者虐待対応窓口にご連絡ください。以下の流れで、都道府県労働局へ報告されます。通報などの秘密は守られます。



※報告を受けた都道府県労働局（労働基準監督署、ハローワークを含む）では、都道府県と連携を図りつつ、所管する法律の規定による権限を適切に行使します。

◇不明な点は、茨城労働局総務部企画室（TEL 029 - 224 - 6212、FAX 029 - 224 - 6245）へお問い合わせください。適切な窓口をご案内します。

障害者虐待防止のためには、国民一人ひとりがその責務を果たすことが重要です。

高年齢者雇用安定法の改正について

～「継続雇用制度」の対象者を労使協定で限定できる仕組みが廃止されました～

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」の概要

少子高齢化が急速に進展し、若者、女性、高齢者、障害者など働くことができる人全ての就労促進を図り、社会を支える全員参加型社会の実現が求められている中、高齢者の就労促進の一環として、継続雇用制度の対象となる高年齢者につき事業主が定める基準に関する規定を削除し、高年齢者の雇用確保措置を充実させる等の所要の改正が行われました。

1. 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止

- ・継続雇用制度の対象となる高年齢者につき事業主が労使協定による基準により限定できる仕組みを廃止する。

2. 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大

- ・継続雇用制度の対象となる高年齢者が雇用される企業の範囲をグループ企業まで拡大する仕組みを設ける。

3. 義務違反の企業に対する公表規定の導入

- ・高年齢者雇用確保措置義務に関する勧告に従わない企業名を公表する規定を設ける。

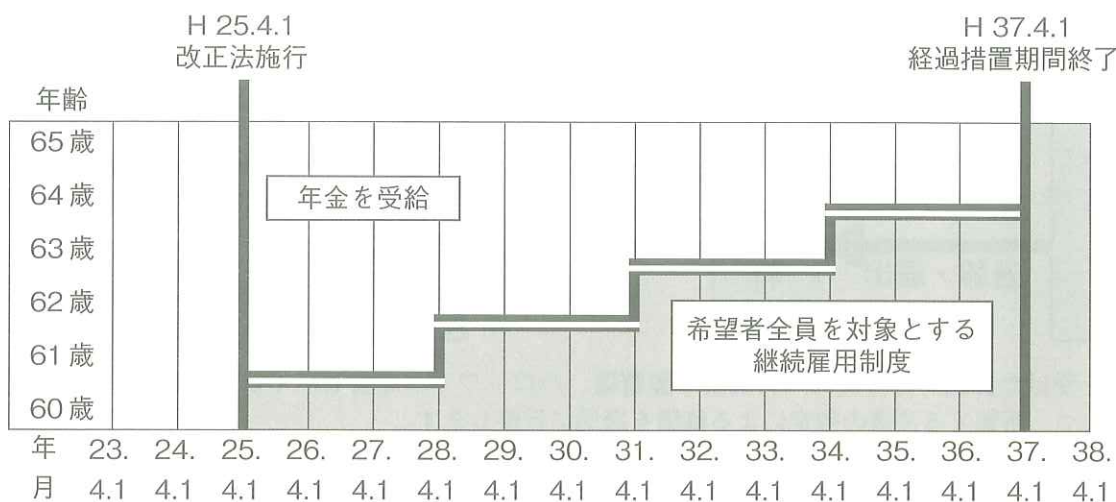
4. 高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の策定

- ・事業主が講ずべき高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の根拠を設ける。

5. その他

- ・厚生年金（報酬比例部分）の受給開始年齢に達した以降の者を対象に、基準を引き続き利用できる12年間の経過措置を設けるほか、所要の規定の整備を行う。

【12年間の経過措置のイメージ】



老齢基礎年金（報酬比例部分）受給開始年齢

H24年度に58歳、59歳になる者は61歳から年金支給	H24年度に56歳、57歳になる者は62歳から年金支給	H24年度に54歳、55歳になる者は63歳から年金支給	H24年度に52歳、53歳になる者は64歳から年金支給
-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------

10月6日(土)から 茨城県最低賃金額が時給額699円に改正

茨城県で働くすべての方へ。
意識したことありますか？
最低賃金
茨城県のこれまでの最低賃金 692円

699円 時間額

[発効日] 平成24年10月6日 ※特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。

WEBで
チェック
しよう!

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

ウェブで最低賃金がチェックできます。 厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/>

最低賃金制度 最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>

最低賃金に関するお問い合わせは茨城労働局または最寄りの労働基準監督署へ  厚生労働省

※賃金は最低賃金額以上
になっていますか？

最低賃金制度とは最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。また、最低賃金には、「地域別最低賃金」と「特定(産業別)最低賃金」があります。

最低賃金 Q & A

Q 最低賃金はすべての人に適用されるのですか？

A 地域別最低賃金はすべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットとして、常用・臨時・パート・アルバイト・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、原則としてすべての労働者とその使用者に適用されます。

Q 最低賃金額より低い賃金を労働者と使用者が合意の上で定めた場合はどうなりますか？

A 最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も

ウェブで最低賃金がチェックできます。



厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/>

最低賃金に関する特設サイト

<http://www.saiteichingin.info/>

～最低賃金に関するお問い合わせは茨城労働局または最寄りの労働基準監督署へ～

茨城県雇用関係主要指標

項目 年・月	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全数	雇用保険 受給 実 給 人員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若年者	うち 高齢者	求人全数	求職全数		
21年度月平均	9,406	2,028	7,301	13,517	5,528	1,582	23,122	57,443	3,380	17,086
22年度月平均	11,165	2,589	8,471	12,977	5,299	1,564	27,904	53,284	3,638	12,422
23年度月平均	13,613	3,394	10,089	12,781	5,161	1,665	35,121	50,842	3,834	11,877
23年4月	11,868	3,213	8,481	17,901	7,062	2,790	30,639	55,258	3,981	12,196
5	12,331	2,910	9,294	14,717	5,996	1,827	30,318	56,256	3,878	13,596
6	12,033	3,228	8,631	13,207	5,357	1,596	31,121	56,018	3,950	13,575
7	12,795	3,369	9,331	11,362	4,654	1,433	31,556	52,986	3,745	12,713
8	13,665	3,655	9,895	12,485	5,176	1,497	33,513	51,528	3,627	13,200
9	13,905	3,756	9,988	12,544	5,087	1,467	35,664	50,643	3,977	12,287
10	15,365	4,060	11,167	12,295	4,941	1,715	38,040	50,918	3,911	11,892
11	14,281	3,545	10,618	10,684	4,218	1,438	38,658	48,710	3,809	11,577
12	11,174	2,745	8,340	8,337	3,345	1,107	35,473	44,163	3,343	10,747
24年1月	15,027	3,679	11,249	12,806	5,174	1,659	36,012	44,793	3,031	10,419
2	16,366	3,625	12,587	13,415	5,258	1,739	39,487	47,642	3,773	10,388
3	14,549	2,945	11,481	13,622	5,662	1,712	40,975	51,183	4,983	9,933
24年4月	14,095	3,247	10,726	15,200	5,690	2,716	38,803	52,831	4,701	9,702
5	15,121	3,536	11,428	13,149	5,205	1,816	38,041	52,309	4,310	11,682
6	13,085	3,066	9,906	11,581	4,650	1,419	37,143	50,250	4,046	11,241
7	14,152	3,552	9,926	10,986	4,501	1,454	37,474	48,817	3,867	11,595
8	15,182	3,464	11,587	11,076	4,532	1,358	37,917	47,660	3,340	11,785
9										
10										
11										
12										
25年1月										
2										
3										

項目 年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)								全国完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率(季調値) %
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
21年度月平均	0.70	0.79	0.40	0.45	▲19.4	▲17.5	17.7	12.5	8.6	9.1	68.4	40.9	343	5.2
22年度月平均	0.84	0.93	0.52	0.56	18.7	15.0	▲4.0	▲2.1	7.6	5.2	▲27.3	▲23.5	312	5.0
23年度月平均	1.07	1.11	0.69	0.68	21.9	14.1	▲1.5	▲3.8	5.4	2.0	▲4.4	▲4.4	283	4.5
23年4月	0.90	0.97	0.61	0.62	16.5	12.2	3.1	0.9	▲0.5	▲1.2	▲3.9	▲13.0	309	4.7
5	0.98	1.01	0.61	0.62	33.8	17.3	10.8	6.5	14.8	4.3	11.7	▲1.9	293	4.6
6	0.98	1.02	0.63	0.63	20.9	12.6	▲3.5	▲2.2	1.3	1.7	▲2.7	▲2.4	293	4.6
7	1.03	1.07	0.65	0.65	21.5	12.2	▲7.7	▲7.7	▲1.4	▲2.6	▲6.9	▲4.0	292	4.6
8	1.06	1.07	0.68	0.66	26.4	19.4	1.1	2.9	3.4	4.3	▲5.9	▲1.2	276	4.4
9	1.05	1.11	0.68	0.67	17.0	12.5	▲6.6	▲6.9	1.7	0.2	▲7.8	▲4.0	275	4.2
10	1.15	1.12	0.70	0.68	26.7	11.8	▲4.9	▲4.5	▲1.4	0.8	▲4.1	▲2.5	288	4.4
11	1.14	1.16	0.72	0.69	21.2	14.2	▲4.9	▲7.3	4.5	0.2	▲4.5	▲4.4	280	4.5
12	1.11	1.18	0.73	0.71	8.9	14.4	▲10.4	▲8.2	6.5	2.0	▲6.0	▲5.0	275	4.5
24年1月	1.18	1.20	0.75	0.73	20.5	12.4	▲6.0	▲5.4	5.3	4.3	▲4.7	▲4.2	291	4.6
2	1.23	1.27	0.77	0.75	22.7	16.3	0.8	▲7.7	10.3	6.7	▲0.7	▲3.0	289	4.5
3	1.12	1.19	0.77	0.76	27.4	15.2	5.6	▲7.8	21.1	4.7	▲7.0	▲7.4	307	4.5
24年4月	1.21	1.28	0.80	0.79	18.8	14.2	▲15.1	▲13.1	18.1	2.7	▲20.4	▲10.9	315	4.6
5	1.37	1.35	0.83	0.81	22.6	24.5	▲10.7	▲6.9	11.1	8.3	▲14.1	▲6.0	297	4.4
6	1.22	1.32	0.83	0.82	8.7	12.1	▲12.3	▲14.2	2.4	▲2.5	▲17.2	▲15.1	288	4.3
7	1.21	1.31	0.84	0.83	10.6	12.8	▲3.3	▲4.3	3.3	1.8	▲8.8	▲9.6	288	4.3
8	1.29	1.33	0.82	0.83	11.1	10.5	▲11.3	▲13.6	▲7.9	▲6.5	▲10.7	▲11.9	277	4.2
9														
10														
11														
12														
25年1月														
2														
3														

(注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。

2. 新規求職申込件数のうち高齢者欄は、平成20年4月から「60歳以上のパートを含む常用」に対象を変更(20.3月までは、55歳以上のパートを除く常用)

3. ▲印は減少を示す。 4. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。なお、9月より一部調査区域を除き全国となっている(3月から8月までは被災3県を除いたものとなっている。)

5. 平成23年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。